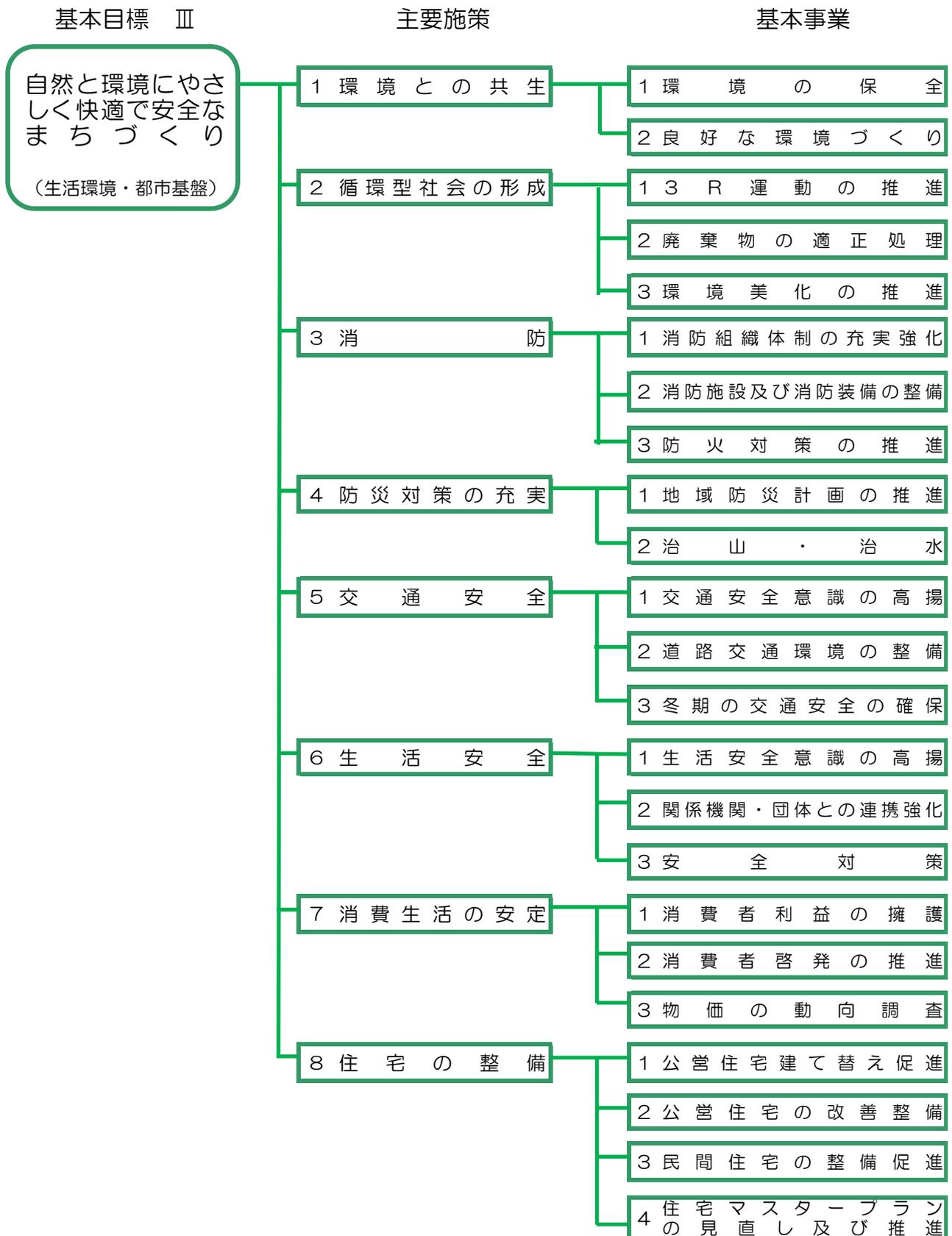
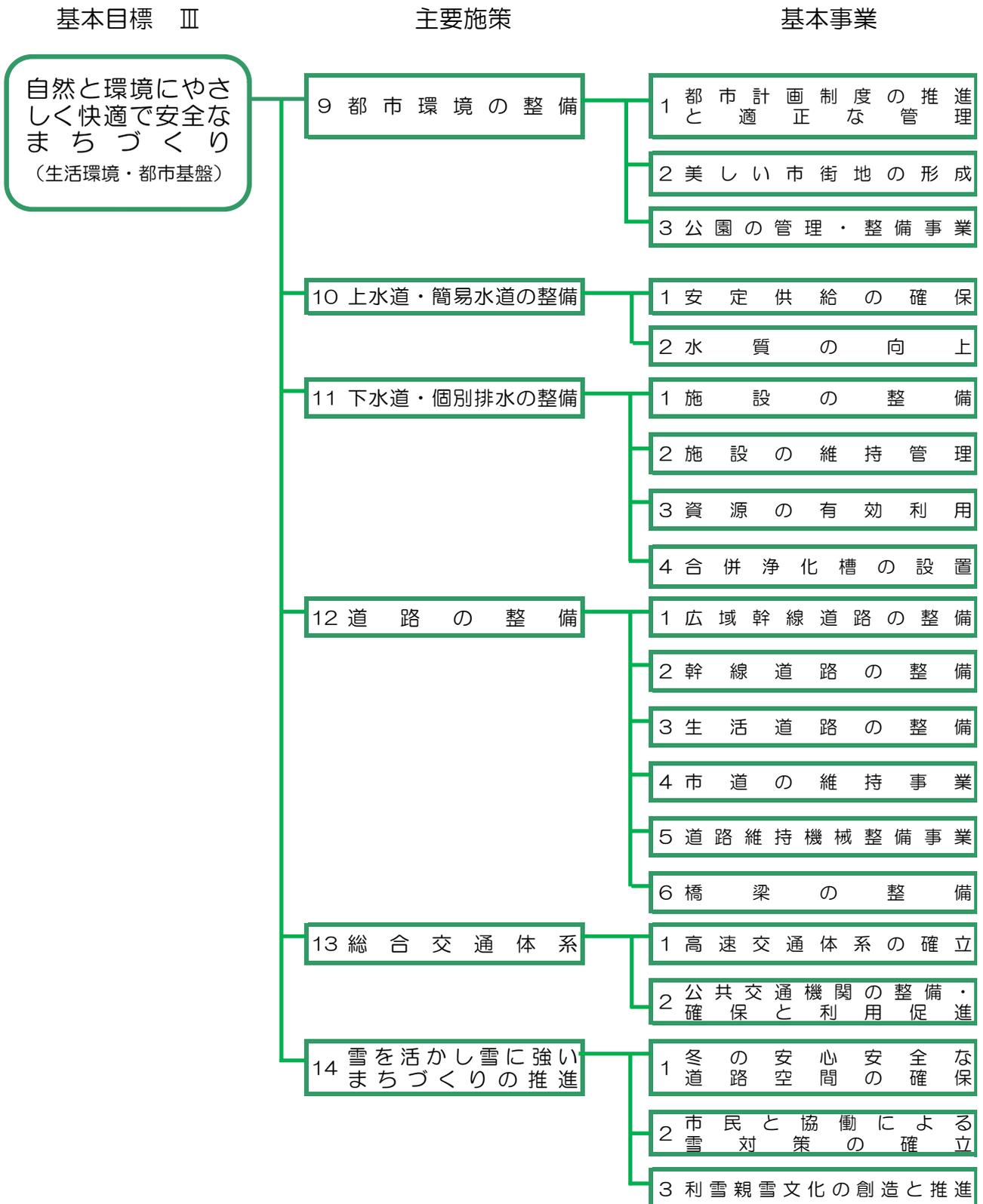


施策の体系



施策の体系



#### Ⅲ-1 環境との共生

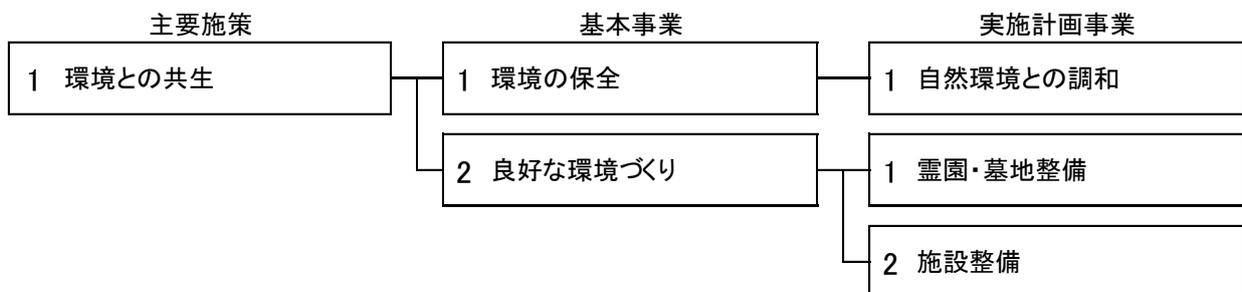
##### 〔現状と課題〕

- ◆限りある自然環境は、将来の世代を含め共有していることを認識するとともに、人間が恵み豊かな環境を享受し続けることを将来にわたって継承しなければなりません。環境負荷<sup>※</sup>の少ない持続的発展が可能な社会の構築を理念に制定された環境基本法に基づき、環境基本計画が策定されました。地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた独自の施策の推進が求められています。
- ◆快適で衛生的な市民生活を確保するため、各種施設の整備充実を図らなければなりません。そのため、霊園、墓地や火葬場の整備などを計画的に進めていく必要があります。  
緑丘霊園の維持管理は、必要に応じ草刈り、トイレ清掃、供物処理を行っていますが、墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、環境の整備が求められています。  
名風聖苑については、随時、修繕などを行っていますが、建設から 20 年が経過し、損傷も見られるため、計画的な維持管理が必要になります。

##### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。
- ◆また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりとやすらぎのある環境空間をつくります。

##### 〔施策の体系〕



#### 用語解説

##### ※環境負荷

人が自然環境に与える負荷のこと。

## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

---

### 〔基本事業〕

#### 1 環境の保全

◎市内の環境状態を把握し、市民や事業者が環境負荷の少ない生活を送ることを心がけ、安全で快適な生活環境をつくります。

#### 2 良好な環境づくり

◎故人を偲ぶ霊園、墓地は、やすらぎを感じる場となる環境づくりに努めます。また、火葬場などの施設の管理を計画的に行い、施設の適正な運営を図ります。

## Ⅲ-2 循環型社会の形成

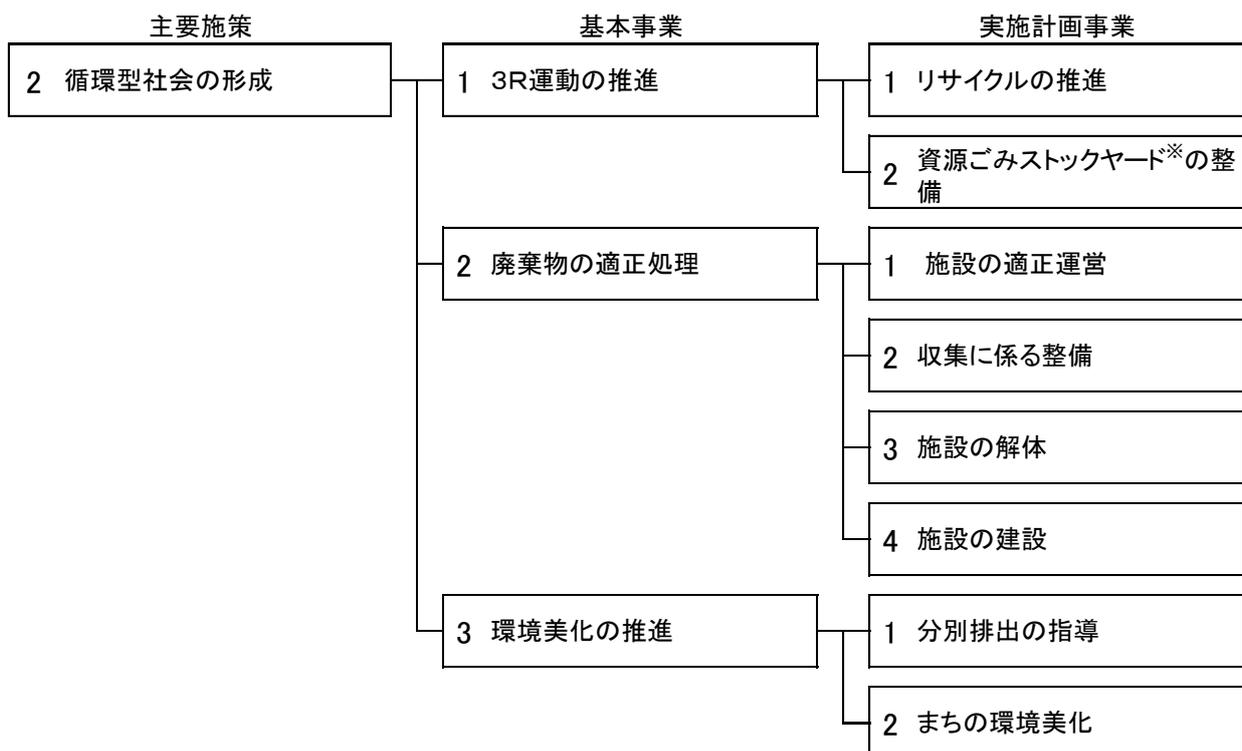
### 〔現状と課題〕

- ◆我が国の経済が「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という経済形態により、めざましい発展を遂げてきたことに伴い、近年は、廃棄物最終処分場が狭あいになるなど、さまざまな環境問題が表面化してきています。また、エネルギー資源の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感も生まれてきています。
  - ◆廃棄物処理にあつては、環境問題も含め、新たな社会システムを構築することが急務となっています。システムを構築していくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会<sup>\*</sup>」の構築に向けて、さまざまな施策の展開が求められています。
- また、長年、適正処理をしてきた焼却施設は、炭化センターの稼動により役目を終えましたので、適切な処分が必要となっています。

### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆環境負荷<sup>\*</sup>の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働<sup>\*</sup>して取り組むことが必要不可欠です。
- ◆「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

### 〔施策の体系〕



## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

### 〔基本事業〕

#### 1 3R運動の推進

◎市民と事業者が過剰包装の廃止、生ごみの堆肥化や製造・流通・消費の過程での見直しを行うことなどにより、ごみを「つくらない」「ださない」こと、また、資源を分別して排出することで、ごみ発生抑制と資源化を図ります。

#### 2 廃棄物の適正処理

- ◎ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくります。
- ◎旧名寄市及び旧風連町の廃止焼却炉の解体にあたっては、跡地利用を十分検討し進めます。
- ◎最終処分場の残余容量調査を行い、新処分場の建設整備について近隣町村と広域設置の検討を進めます。
- ◎炭化センターで炭化処理された炭化物の有効利用を図ります。

#### 3 環境美化の推進

◎市民と事業者に対し、環境意識の啓発、指導を行うことによって、ごみの分別・排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づくごみ処理の推進とまちなかの美化を図ります。

### 〔想定される主な計画事業〕

- 資源集団回収奨励金事業
- 炭化センター、衛生センター維持管理費負担事業
- 塵芥収集車両等整備事業
- 内淵最終処分場整備事業
- 分別・資源化啓発事業
- 不法投棄・野焼き防止啓発事業
- 廃止焼却炉解体整備事業

### 用語解説

#### ※循環型社会

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、循環を基本にした社会を構築するという考え方。

#### ※環境負荷

人が自然環境に与える負荷のこと。

#### ※協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

#### ※ストックヤード

一時的に保管しておく場所。

#### Ⅲ-3 消防

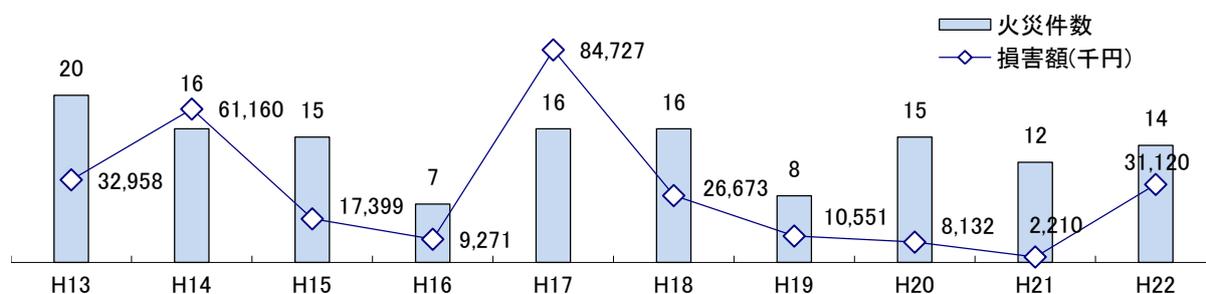
##### 〔現状と課題〕

- ◆災害の発生は、国内外を問わず後を絶つことがない状況から、住民の安全・安心に対する関心が高まると同時に、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。また、消防行政を取り巻く環境も著しく変化してきており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革、規制緩和の推進や住民ニーズの多様化などにより新たな対応が求められています。
- ◆近年の高齢化の進展に伴い、救急出動の件数の増加や疾病構造の変化、そして住宅火災による死者も増加傾向にあります。また、救助出動においても、複雑化・多様化している状況にあることから、救急・救助体制の充実強化が必要です。
- ◆複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため、消防車両等及び資機材の整備を計画的に取り組みます。
- ◆高齢化社会に対応するために、高齢者の住宅火災による死者を低減する住宅防火対策や救急業務の高度化を含めた救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

火災発生件数と損害額の推移(平成18年以前は旧名寄・風連消防署の合算)

(各年12月末現在)

年		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
建物	全焼	4	4	3	2	5	5	3	1	1	3
	半焼	3	2	1		1	1			1	
	部分焼	5	3	5	3	6	3	4	4	1	4
	ぼや	6	3	3	2	3	3		6	6	3
建物以外		2	4	3		1	4	3	4	3	4
計		20	16	15	7	16	16	8	15	12	14
損害額(千円)		32,958	61,160	17,399	9,271	84,727	26,673	10,551	8,132	2,210	31,120
死傷者	死者		2		1		3		3	2	2
	傷者	6	1	3	1	5	5	2			2

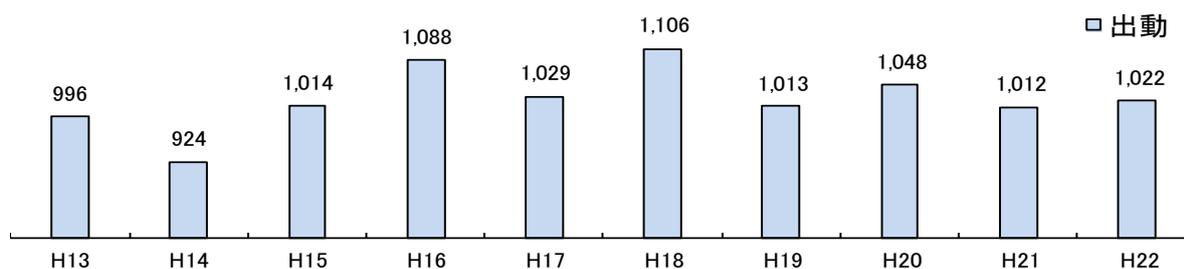


### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

救急出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算)

(各年 12 月末現在)

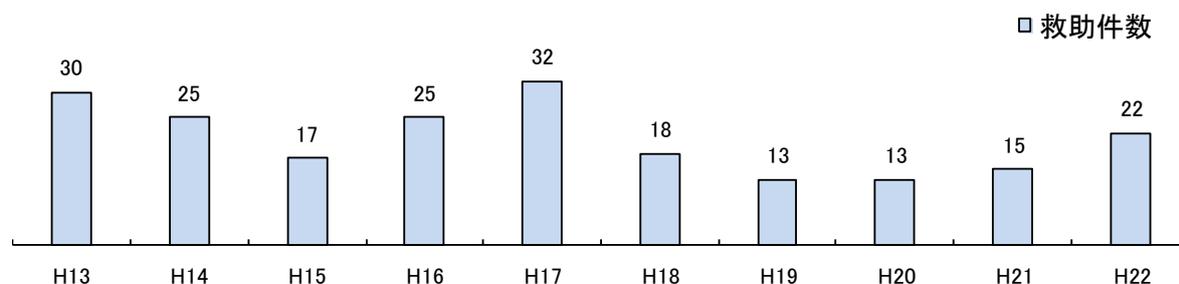
区分 \ 年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
救急出動件数(件)	996	924	1,014	1,088	1,029	1,106	1,013	1,048	1,012	1,022
搬送人員(人)	977	903	969	1,055	1,000	1,066	970	983	958	984



救助出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算)

(各年 12 月末現在)

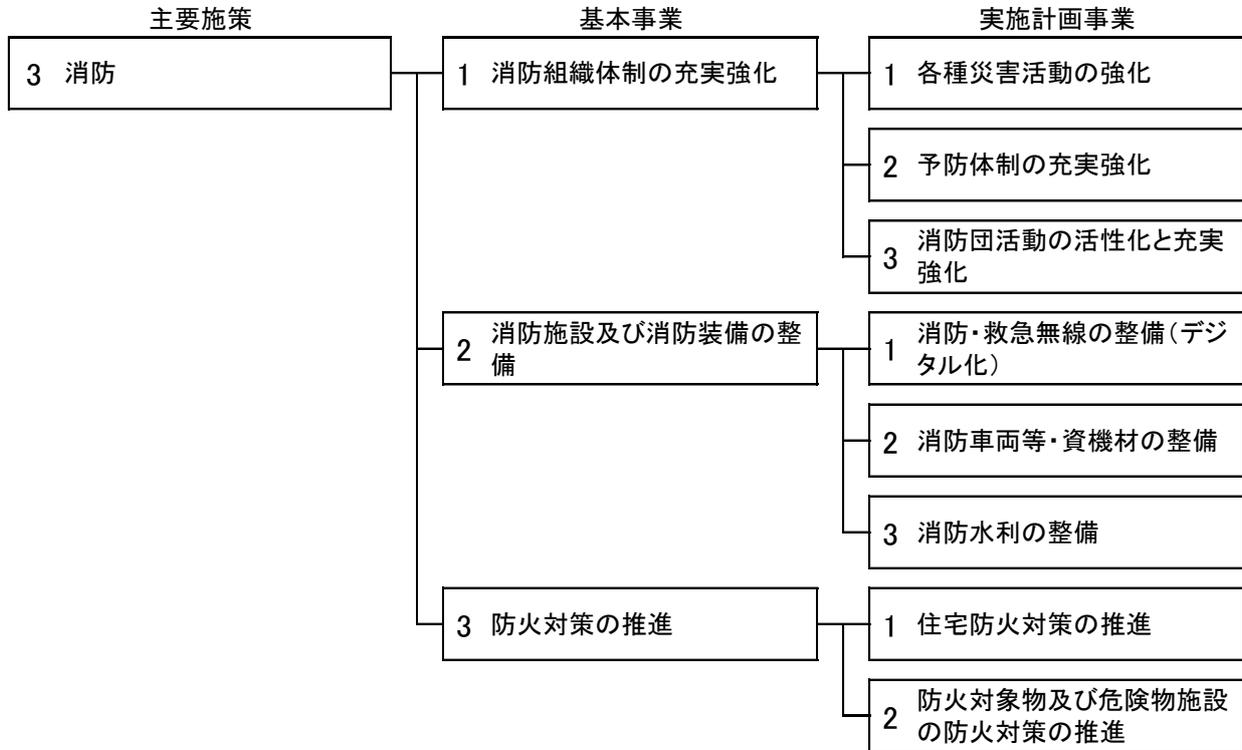
区分 \ 年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
救助出動件数(件)	30	25	17	25	32	18	8	15	15	22
救助活動件数(件)	9	12	6	11	14	7	5	10	11	13



#### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆地域防災の要として、住民ニーズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。
- ◆消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 消防組織体制の充実強化

◎地域防災の中核である消防団との連携を強化し、消防・防災体制の強化を図ります。

##### 2 消防施設及び消防装備の整備

◎消防・救急無線のデジタル化への移行を含めた消防施設・設備の整備及び更新を行い、消防活動体制を強化します。

##### 3 防火対策の推進

◎消防法の改正により義務化された住宅用火災警報器の設置促進を図り、死者が多く発生している住宅火災などの対策強化を推進します。

#### 〔想定される主な計画事業〕

- 消火栓更新事業
- 消防団自動車更新事業
- 化学消防自動車更新事業
- 救助工作車導入事業
- 消防・救急無線デジタル化事業

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### Ⅲ-4 防災対策の充実

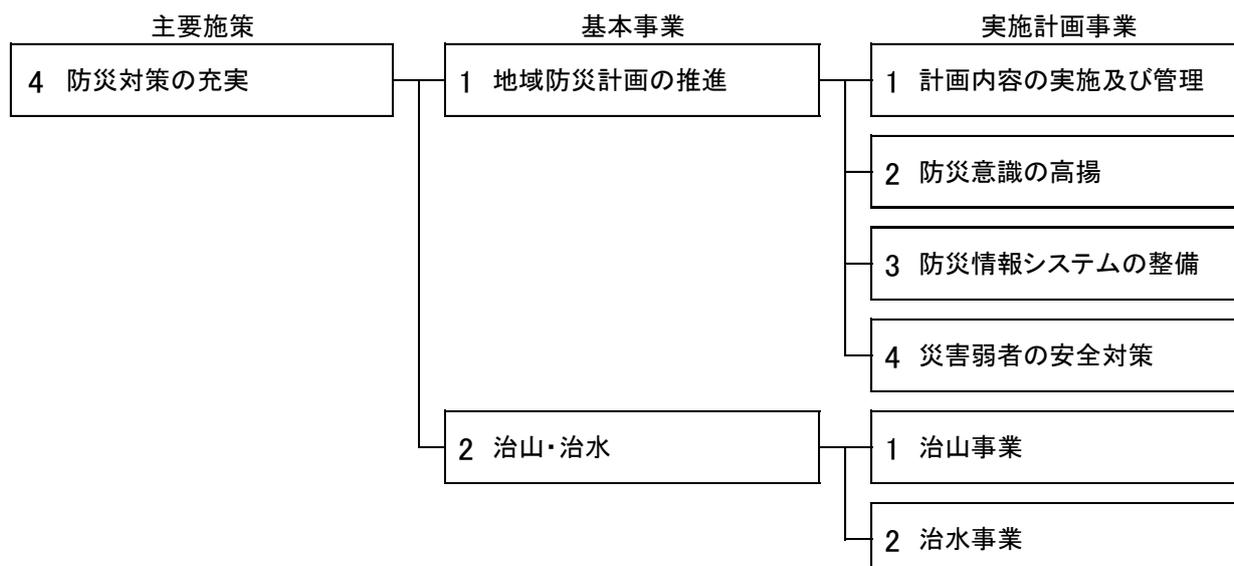
##### 〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害（平成22年7月では避難勧告を発令した。）や台風、低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震（東日本大震災他）が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じなければなりません。
- ◆治水事業は、洪水防止のために護岸工事などの河川整備を行ってきましたが、護岸や堤防の整備、川の中にたまった土砂の掘削など、さらなる整備が求められています。

##### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行うなかで効果的・計画的な防災対策を実施します。
- ◆急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、住民の生命や身体に危害を及ぼすと想定される地域に、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。
- ◆治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

##### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

##### 2 治山・治水

◎急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、北海道と連携し、危険地域に対しての住民周知、警戒避難体制の整備を進めます。

◎河川における危険箇所は、定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、堤防などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎普通河川にあっては、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川的环境保全に努めます。

#### 〔想定される主な計画事業〕

- 豊栄川改修事業（北海道の事業）
- 普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）
- 真狩川整備事業（国の事業）

# Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

## Ⅲ-5 交通安全

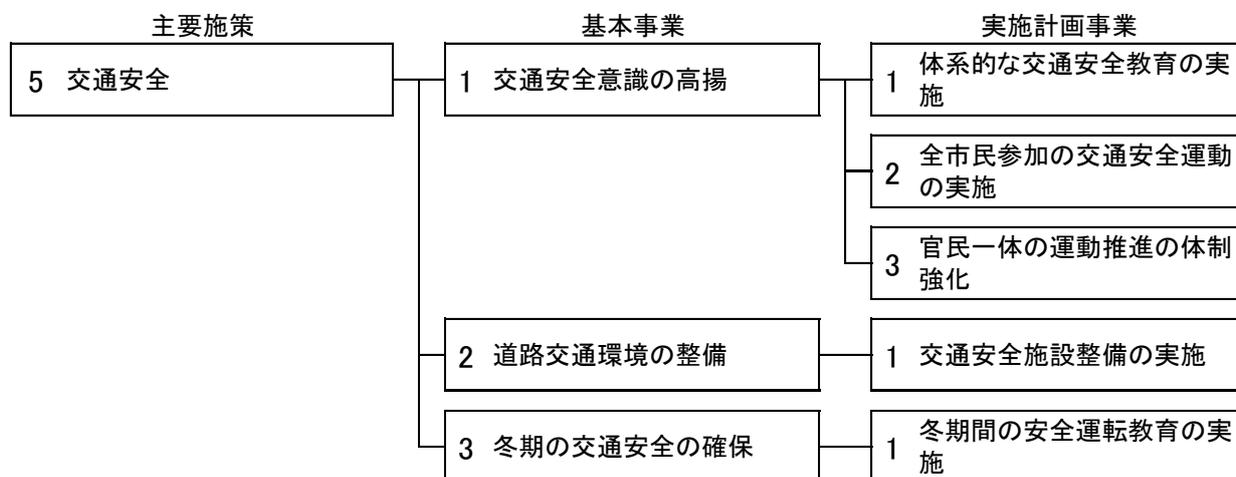
### 〔現状と課題〕

- ◆市内の自動車保有台数、運転免許保有者数は横ばい傾向にあり、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、市民生活や経済活動の24時間化、高齢化など道路交通状況は大きく変化しています。  
本市の交通事故は、交差点事故が約6割を占め、高齢者が第一当事者となる事故も増えています。
- ◆交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆本市をはじめ市内の交通安全機関・団体などで構成する名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。
- ◆交通安全指導員などを中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。
- ◆モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

### 〔施策の体系〕



### 〔基本事業〕

#### 1 交通安全意識の高揚

◎交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域などで幼児から高齢者まで、段階的・体系的に実施します。さらに、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。

#### 2 道路交通環境の整備

◎歩道、自転車・自動車道の整備や標識など施設の整備を進めます。

#### 3 冬期の交通安全の確保

◎冬期間の交通安全のため、除排雪の徹底などを進めます。

### 〔想定される主な計画事業〕

■交通安全教育（幼児交通安全教室等）

■道路中央線（白線）等改修事業

## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

### Ⅲ-6 生活安全

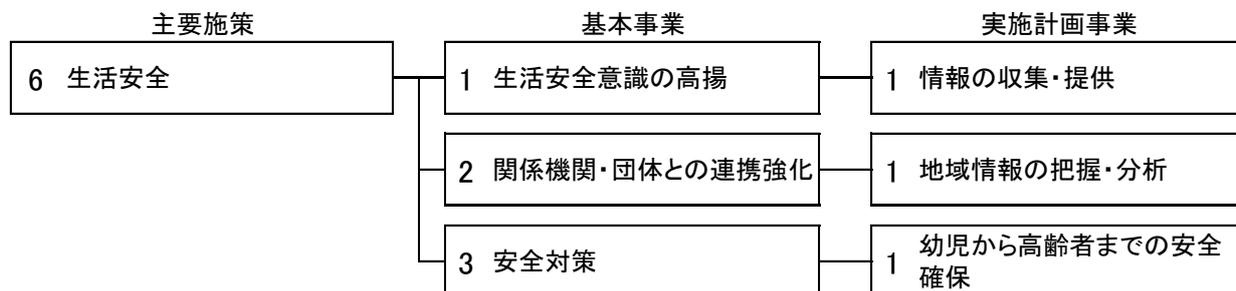
#### 〔現状と課題〕

- ◆人口の減少や高齢化社会の進行などにより、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。  
複雑化・多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ問題や事件事故などが全国の至るところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- ◆地域住民の間では、行政との連携を密にし、安全を確保する気運が高まっています。

#### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などとの連携を密にするとともに適切な情報の提供に努めます。
- ◆地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 生活安全意識の高揚

◎安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。

##### 2 関係機関・団体との連携強化

◎市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供に努めます。

##### 3 安全対策

◎「子ども・地域110番の家」などとの連携と活用に努めます。

◎防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

#### 〔想定される主な計画事業〕

- 迅速・正確な情報の提供（市ホームページ・不審者情報）
- 地域・関係機関と連携した啓発活動
- 安全対策（安全・安心円卓会議等）

## Ⅲ-7 消費生活の安定

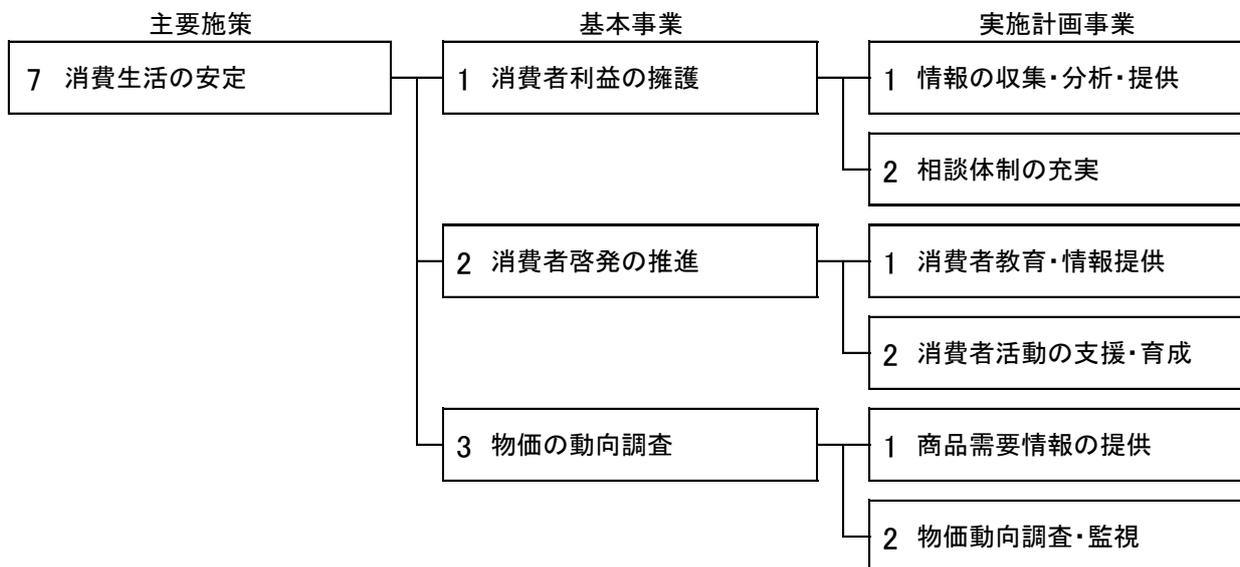
### 〔現状と課題〕

- ◆近年の市民生活は、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。  
規制緩和により、安価で多様な商品・サービスが提供され、消費生活が便利になる反面、新たな消費問題を生み出しています。  
消費者取引に関するルールを悪用され、消費者センターに寄せられる相談も複雑化・多様化しています。特に契約・通信サービスに関する相談が増加しています。
- ◆ICT※（情報通信技術）革命などにより、商品の機能やサービスの内容が、複雑化の一途をたどり、若年層や高齢者への情報提供が特に必要です。

### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。
- ◆被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

### 〔施策の体系〕



#### 用語解説

##### ※ICT

情報通信技術(Information and communication Technology)。情報・通信に関する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着している。

## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

### 〔基本事業〕

#### 1 消費者利益の擁護

- ◎消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。
- ◎専門相談員の研修などにより相談体制の強化を図ります。
- ◎消費者センターについては、近隣市町村と広域設置の検討を進めます。

#### 2 消費者啓発の推進

- ◎行政、消費者と企業の協力により総合的な消費者教育を進めるとともに、消費者活動団体の活動を支援します。

#### 3 物価の動向調査

- ◎市民が安心して買い物ができるように、物価動向調査と情報の提供を行います。

### 〔想定される主な計画事業〕

- 消費者相談窓口体制の充実・強化
- 消費者活動団体の支援
- 物価調査と情報提供

#### Ⅲ-8 住宅の整備

##### 〔現状と課題〕

- ◆公営住宅は市全体が人口減少や少子高齢化のため世帯規模が縮小しており、時代背景や市民ニーズに対応した整備が求められています。
- ◆公営住宅を維持管理していくうえでは、団地ごとに必要とされる整備方法が違うことからバランスのとれた住宅サービスの提供が求められています。
- ◆公営住宅に居住する高齢者の割合が増えており、自立した生活を支援するために地域コミュニティの形成が求められています。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市営住宅	1,001	991	995	989	981

※各年度の4月1日現在の管理戸数を示す

団 地 名	整備内容	平成24～28年
北 斗 団 地	建設事業	5棟56戸
新 北 斗 団 地	全面的改善事業	9棟36戸
ノースタウンなよろ	長寿命化型改善事業	4棟90戸
風 舞 団 地	長寿命化型改善事業	6棟48戸

##### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。
- ◆公営住宅等長寿命化計画に基づき既存住宅ストックの有効活用と安定供給を図ります。
- ◆時代背景に対応した住宅マスタープラン※の見直しを行い、適正な公営住宅の供給を促進します。
- ◆官民協働によるまちなか居住(借上・買取公営住宅)の推進及び住宅セーフティーネット※の構築を図ります。

##### 用語解説

###### ※住宅マスタープラン

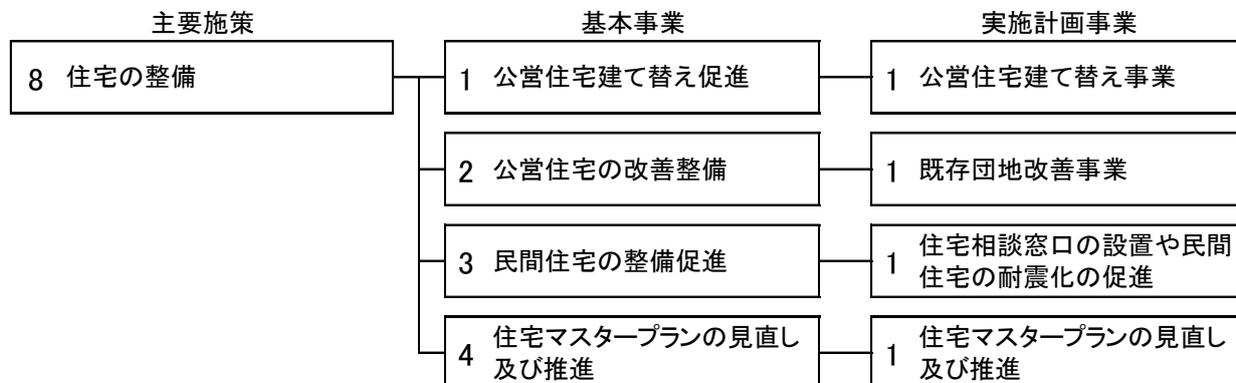
地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。

###### ※住宅セーフティーネット

官民間問わず所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組みのこと。

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 公営住宅建て替え促進

◎老朽化した公営住宅を建替することにより居住水準の向上を図ります。

##### 2 公営住宅の改善整備

◎公営住宅等長寿命化計画に基づき既存公営住宅の適正な維持保全のため、計画的な修繕や改善を実施します。

##### 3 民間住宅の整備促進

◎住宅相談窓口の設置や民間住宅の耐震化を促進します。

##### 4 住宅マスタープランの見直し及び推進

◎住宅マスタープランの見直し作業を行い、今後の住宅政策に反映させます。

#### 〔想定される主な計画事業〕

- 北斗団地建替事業
- 新北斗団地ストック改善事業
- 既設公営住宅改善事業
- 住宅マスタープランの見直し及び推進
- 住宅相談窓口の設置や民間住宅の耐震化の促進

### Ⅲ-9 都市環境の整備

#### 〔現状と課題〕

- ◆風連・名寄地区の市街地は、まちの成り立ちにより異なりますが、合併後の現状や課題と人口推計や各産業間の生産実態を基に、新市の将来像を示す都市計画マスタープランを策定しました。
- ◆現在の都市基盤は、近年の異常気候などによって発生している豪雨豪雪や地震などの天災被害により都市機能が寸断される可能性があるため、快適性ととも安全性を強化していく必要があります。
- ◆まちの環境整備は、農業地域は豊かな景観を保持し、商工業地域や住宅地にはやすらぎをもたらす緑化の推進や街路灯の設置など、適正な維持管理をしていく必要があります。しかし、植樹には落ち葉処理や除雪障害の問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が分かれています。
- ◆まち並みの形成は、都市施設や緑地などを適正に配置した整備が必要になります。しかし、まち並みデザインは歴史的な環境や建築物が少なく、整備対象となる地域がない状況にあります。
- ◆宅地開発は、良好な住環境や景観を維持するため、無秩序な開発をふせぎ、計画的な市街地の形成を引き続き図っていく必要があります。
- ◆現在の市街地は、高度経済成長において発展したときにつくられたもので、まち全体としては活力を維持していますが、建築物の老朽化や人口の減少により空地化しており、モータリゼーション※の進展、郊外大型店への購買力の流出や集客力の低下から中心市街地の空洞化が進み衰退している状況にあります。
- ◆都市公園は、遊具や柵などに老朽化が見受けられます。また、公園は指定管理者制度や委託契約にて維持管理しており、引き続き町内会などの協力が必要な状況にあります。

#### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆都市としての持続的な発展や成長を形成するため、都市計画マスタープランに基づいて計画的に事業を推進し、住む人にも訪れる人にも快適で魅力のあるまちを創出します。
- ◆日常生活に癒しと潤いを感じられるような環境をつくるため、まち並み・景観の誘導や自然景観・文化的な景観の保全を推進するなど、個性的で美しい市街地の形成を進めます。
- ◆人々が集い楽しめる中心市街地を形成するため、複合交流街区の誘導を図り、賑わい拠点にふさわしいまち並み形成と商業、医療、保健、文化、交流、居住などの多様な機能を集積した中心性や求心性の高い施設計画を進めます。
- ◆人々が賑わい、交流の場となるような公園にするため、公園長寿命化計画に基づき計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会などとの協働を推進します。
- ◆安全かつ良好で住みやすい都市を築くため、既成市街地における防災対策や耐震化の向上による災害に強いまちづくりを進めます。

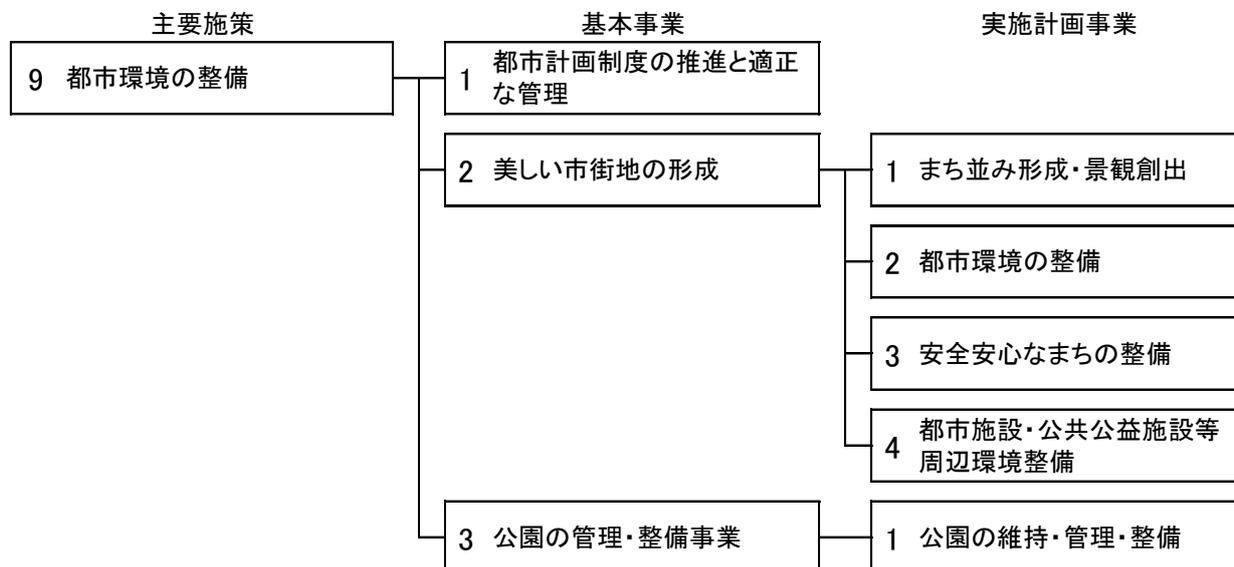
#### 用語解説

※モータリゼーション

自家用車が普及・大衆化され、人の行動にも車が必要とされる様子。

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 都市計画制度の推進と適正な管理

◎未来に続くまちづくりを進めるため、都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設、緑の保存や都市交通などについて都市計画マスタープラン\*との整合を図り、市民との協働によりまちをつくります。

##### 2 美しい市街地の形成

◎美しいまち並みと潤いのある生活空間づくりのため、景観整備や地域ごとのデザイン、色調など、地域の総意と協力で進めます。さらに、まちを育てる意識づくりのため、公共用地や民有地・企業敷地など市民との協働でその地域にあった景観づくりを進めます。

◎安全安心なまちとするため、都市施設などの維持や整備を進めます。さらに、強い都市基盤をつくるため、個人住宅の耐震化を支援し、公共建物や公園など避難場所となる施設の耐震化を進めます。また、清らかな住環境をつくるため、街路灯の整備を引き続き実施するほか、違法な広告や看板の規制と道路標識などを適切に設置します。

◎都市の環境を魅力あるものにするため、緑の保全と環境負荷の軽減による自然的環境の保持や、心地よさ・快適性といった住みやすさをつくる創出的な環境の整備により都市に新しい価値を加えます。

◎市民生活を支えるため、都市施設などの整備や保全を進めます。また、まちの利便性向上のため、民間住宅や福祉的施設などの整備計画に市街地への誘導を働きかけ、コンパクト化を進めます。さらに、名寄地区中心部の賑わいや活気づくりのため、交流の拠点となる複合施設を整備します。

### 3 公園の管理・整備事業

◎地域の賑わいや環境を守るために、公園長寿命化計画に基づき既設公園の遊具更新・撤去など、地域の実情に合った整備を進めます。また、都市公園の維持においては、町内会などとの協働による管理体制の充実を図ります。

#### [想定される主な計画事業]

- 緑化木の維持管理
- 国道 40 号ボランティアサポートプログラム※
- 街路灯の新設及び管理
- 公園リニューアル事業※
- 公園・広場・緑地の維持管理
- 市街地区の賑わいの再生と生活環境の向上※
- 地籍数値情報化事業※

#### 用語解説

##### ※都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

「名寄市都市計画マスタープラン」は、「名寄市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための基本的な方針となります。

##### ※ボランティアサポートプログラム

住民グループや商店街等が「実施団体」となり、地域の歩道に設置された植樹帯等の美化や歩道の清掃などのボランティア活動に対して、市町村および北海道開発局が協力して、作業用具の貸し出し・実施団体名入りのサインボードの設置及びゴミの処理等を支援する事業です。

地域の共有財産である道路への愛着心を深めることを目的とされています。

##### ※公園リニューアル事業

「公園長寿命化計画」では、都市公園の安全・安心な遊び場や憩いの場を確保していくため、今後、老朽化していく既存施設に対し適切な維持管理をしながら延命させ、計画的な改築・更新を進めるものです。

##### ※市街地区の賑わいの再生と生活環境の向上

市のまちづくりの方向性やまちづくりの目標から整備の方向性を示したものについて「都市再生整備計画」を策定しています。自治体の整備計画が基本方針に適合している場合、これらの市街地整備に対して国土交通省が自治体に交付金を交付することとされており、標記は、当該整備計画の名称を示しています。

当該期間中には、名寄駅横（仮称）複合交通センター整備、市街地の道路改良や緑地事業などが計画されています。

##### ※地籍数値化事業

土地の「戸籍調査」ともいう地籍調査事業は昭和 47 年度から 57 年度にかけ実施され、紙ベースにより保存がなされていますが、湿気による紙の変質やインクの滲みなどで成果管理に支障が生じているため、デジタル化して成果の一元管理をし、保存物の電子媒体化と成果の迅速な提供を実施いたします。

## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

### Ⅲ-10 上水道・簡易水道の整備

#### 〔現状と課題〕

- ◆上水道事業は、平成35年目標で計画1日最大給水量を11,860 m<sup>3</sup>（既存10,200 m<sup>3</sup>）とし、上水道区域の統合と給水区域を拡張する第2期拡張事業を継続しています。
- ◆給水区域の拡張に伴う給水量の増加をサンルダムの開発水量に依存して、水源水量が12,730 m<sup>3</sup>/日（既設11,220 m<sup>3</sup>）となる上水道と、智恵文八幡、智恵文中央、風連日進地区の3カ所の簡易水道を保有しています。将来的に安全でおいしい水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらには水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源（クリプトスポリジウム原虫<sup>\*</sup>など）の調査、監視の強化と浄水場の高度化に努めなければなりません。また、既存井戸を改修するなど、新たな水源対策を進めなければなりません。
- ◆上水道・簡易水道給水区域外の水道未普及地域の生活用水は、地下水や沢水で賄われており、近年は水質悪化、水量不足、エキノコックス症などが危惧されているため、普及対策が課題となっています。

上水道・簡易水道の整備状況

平成23年3月31日現在

	行政区域内 人口 (A) 人	上水道給水 人口 (B) 人	簡易水道給水 人口 (C) 人	合 計 (D)=(B+C) 人	年間総配水量 (E)=(B+C) m <sup>3</sup>	普 及 率 (D/A×100) %
名寄地区	25,537 (24,889)	23,184 2,381,344 m <sup>3</sup>	262 31,548 m <sup>3</sup>	23,446	2,412,892	91.81 (94.20)
風連地区	4,634 (4,031)	3,782 368,991 m <sup>3</sup>	125 15,315 m <sup>3</sup>	3,907	384,306	84.31 (96.92)
合 計	30,171 (28,920)	26,966 2,750,335 m <sup>3</sup>	387 46,863 m <sup>3</sup>	27,353	2,797,198	90.66 (94.58)

※（ ）は給水地区内人口

※下段は配水量

※（ ）は給水地区普及率

#### 〔施策の基本的な考え方〕

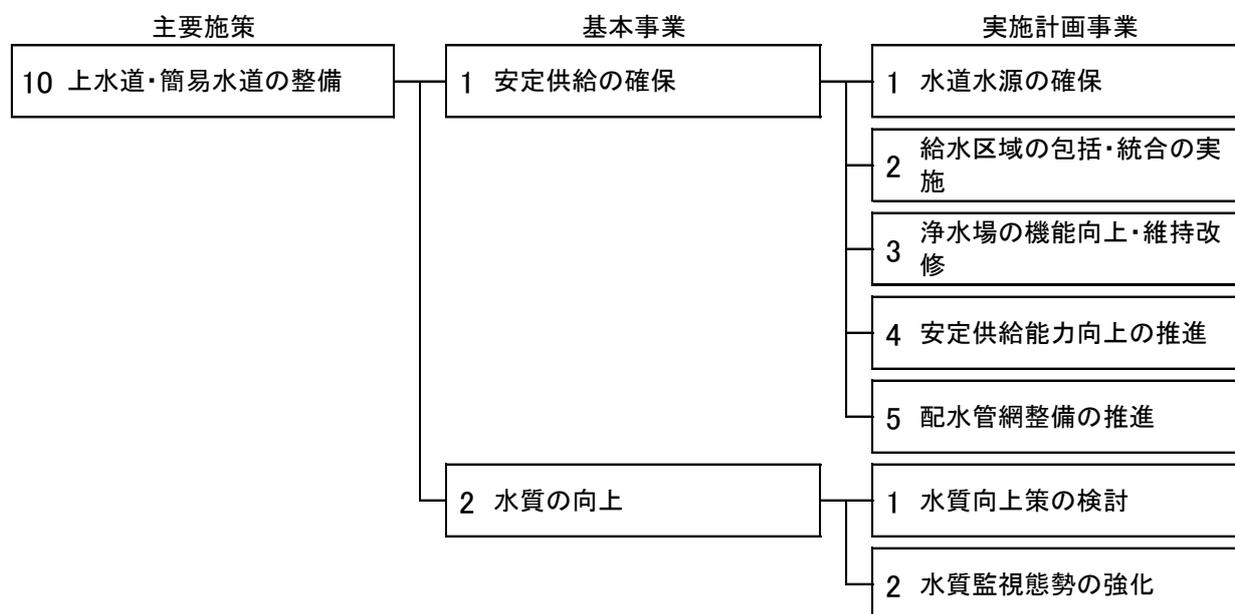
- ◆水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給と安全でおいしい水道水を提供します。また、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。
- ◆震災などの災害時にも対応できるよう、耐震性に優れた水道施設を整備し、防災体制の確立を図るとともに、ライフラインとしての機能の向上を推進します。

#### 用語解説

##### ※クリプトスポリジウム原虫

直径4～6ミクロン(1ミクロン=1/1000mm)の原虫で猫・牛等に寄生し、人間に感染すると腸内で繁殖し、激しい下痢・腹痛を引き起こし塩素処理では死滅しないため、厚生労働省では凝集剤を使った急速濾過(本市で採用)などでの浄水処理の強化を呼びかけている。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 安定供給の確保

◎給水区域の包括・統合による拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と包括・統合による送水管の新設に取り組むとともに、引き続き上水道給水区域内の老朽管の更新と配水管網の整備を図ります。

##### 2 水質の向上

◎安全でおいしい水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、市の上水道は一部の地下水と河川の表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

#### 〔想定される主な計画事業〕

- 水源開発事業（サンルダム負担金）
- 上水道第2期拡張事業（給水区域の包括・統合地域の送水管新設整備）
- 配水管網整備事業（給水区域内の配水管新設整備）
- 配水管更新事業（老朽管更新）
- 川西浄水場改修事業（浄水場の改修）
- 簡易水道統合事業（智恵文・風連日進簡易水道を上水道に統合）
- 簡易水道増補改良事業（智恵文中央簡易水道・智恵文八幡簡易水道）
- 水質検査機器更新事業（水道水・原水の水質検査機器の更新）
- 緑丘浄水場・取水施設改修事業（浄水施設及び頭首工の改修修繕）

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### Ⅲ-1 1 下水道・個別排水の整備

##### 〔現状と課題〕

◆公共下水道の処理人口普及率は、現在約 85%の進捗率で推移しており、面積の整備率は 89%で 990ha の整備が済んでいます。

また、昭和 55 年の供用開始以来稼働している名寄下水処理場の機器については、老朽化が進んでいる状況にあるため、持続可能な下水道として機器更新事業の適切な年次計画と効率的な維持管理が課題です。

なお、風連浄水管理センターは平成 9 年の供用開始であり、現在順調に稼働しています。

◆個別排水処理施設整備事業（合併浄化槽）については、郊外、農村地区の 424 戸で合併浄化槽の供用を開始していますが、農業従事者が年々減少している状況であることから、事業の継続が課題です。

下水道・個別排水の整備状況

平成 23 年 3 月 31 日現在

区分	行政区域内人口 (A) 人	公共下水道 人	合併浄化槽 人	合計 (B) 人	普及率 B/A × 100%
名寄地区	25,537	23,379 91.5%	1,447 233 基	24,826	97.21
風連地区	4,634	2,550 55.0%	680 191 基	3,230	69.70
合計	30,171	25,929 85.9%	2,127 424 基	28,056	92.99

※合併浄化槽 1,447 人の中には自衛隊駐屯地 572 人を含んでいる。

##### 〔施策の基本的な考え方〕

◆公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業を積極的に推進することに努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

##### 〔施策の体系〕



### 〔基本事業〕

#### 1 施設の整備

◎生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と統合による下水道区域の見直しを検討し、整備を図ります。また、浸水対策や水環境の保全のために合流改善事業を推進するとともに、持続可能な下水道を目指し、処理施設の機器更新を計画的に実施します。

#### 2 施設の維持管理

◎計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、健全経営を目指します。

#### 3 資源の有効利用

◎汚泥資源の利活用の検討を図ります。

#### 4 合併浄化槽の設置

◎個別排水処理施設整備については、継続事業の積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めます。

### 〔想定される主な計画事業〕

■公共下水道事業（未普及解消※・水質保全※・資源循環形成※・浸水対策※・地震対策※）

■個別排水処理施設整備事業（合併浄化槽の整備）

■処理場の主要機器整備修繕事業（大型主要機器の整備修繕）

### 用語解説

#### ※未普及解消

汚水管の布設されていない路線の管渠整備。

#### ※水質保全

処理場で処理され放流される処理水が法基準を常時満たすための水処理施設機器更新・長寿命化計画。

#### ※資源循環形成

処理場で発生する汚泥の再利用等を考慮した汚泥処理施設機器更新・長寿命化計画。

#### ※浸水対策

雨水を速やかに河川に導き浸水被害を軽減するための雨水管渠整備。

#### ※地震対策

地震災害による下水道施設への被害を軽減するための耐震性のある管渠更新・長寿命化計画。

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### Ⅲ-12 道路の整備

##### 〔現状と課題〕

- ◆市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いてほぼ整備済みとなっています。
- ◆道道にあっては、美深名寄線、下川風連線、パンケ風連線に歩道未整備区間があり、旭名寄線の改修要望などの必要な整備について引続き要請を行います。
- ◆市道の舗装率は、平成23年度において約68%の水準にありますが、名寄地区約65%、風連地区約86%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆道路維持は、砂利道・防塵処理道路を中心に補修を進めていますが、道路利用者の安全と安心及び道路環境保全のために、老朽化した建設維持管理用車両の更新を行います。

市街地内道路整備状況(前期計画見込み)

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未舗装延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装			
名寄地区	85.1km	25.6km	59.5km	45.2km	130.3km
	65.31%	19.65%	45.66%	34.69%	100.0%
風連地区	19.3km	4.5km	14.8km	3.1km	22.4km
	86.16%	20.09%	66.07%	13.84%	100.0%
合計	104.4km	30.1km	74.3km	48.3km	152.7km
	68.37%	19.71%	48.66%	31.63%	100.0%

(平成23年度)

##### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国道・道道は、道路整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。
- ◆生活道路など市街地内道路舗装率について、前期計画での進捗率は当初計画より遅れていますが、市民の道路整備に対する不満度が高いことから、今後10年も10%の舗装率向上を見据え、後期計画において5%向上を目標に整備を進めます。

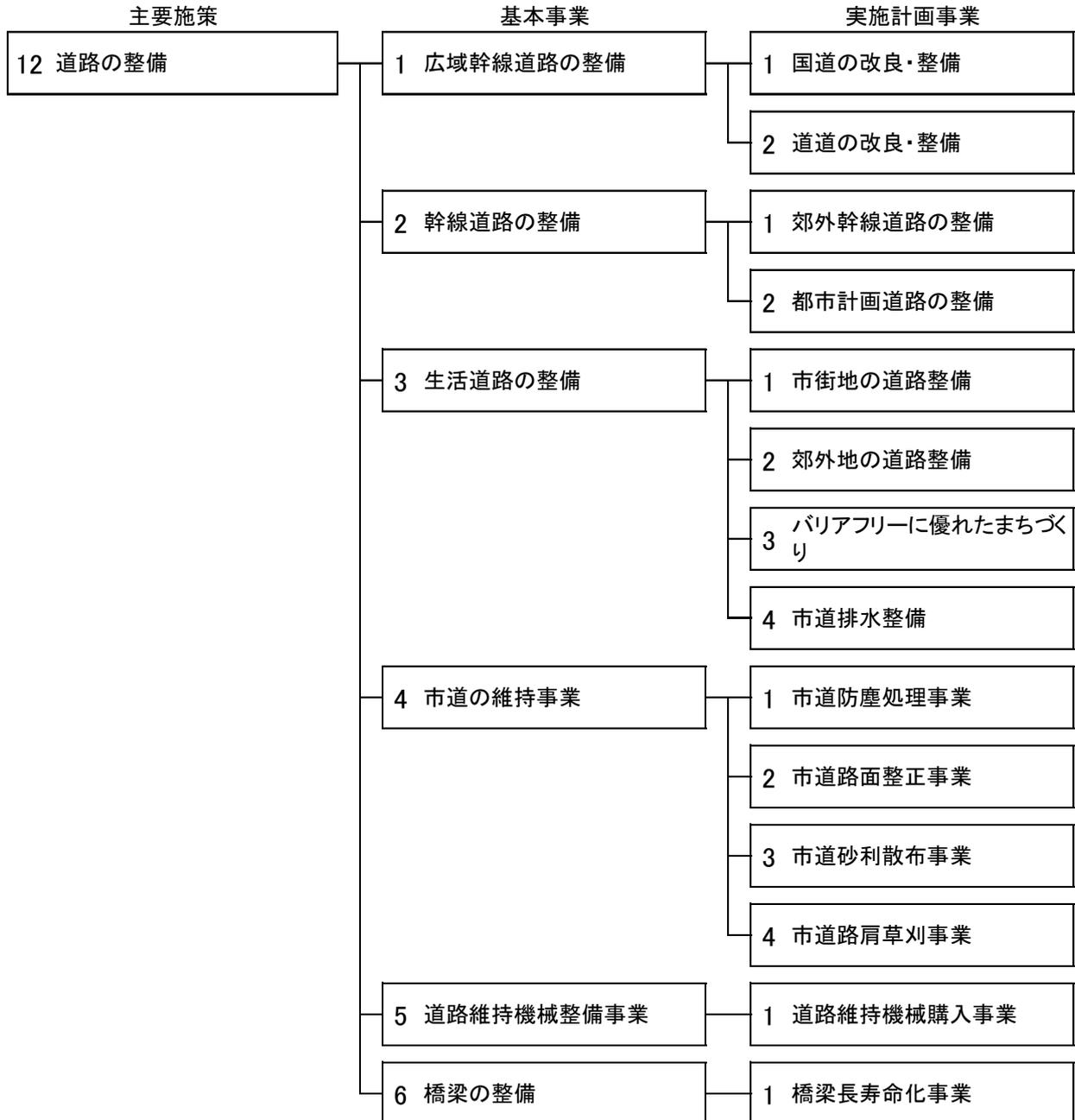
市街地内道路整備計画(平成19~28年度)

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未舗装延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装			
名寄地区	92.6km	33.1km	59.5km	37.7km	130.3km
	71.07%	25.40%	45.66%	28.93%	100.0%
風連地区	19.3km	5.0km	14.3km	3.1km	22.4km
	86.16%	22.32%	63.84%	13.84%	100.0%
合計	111.9km	38.1km	73.8km	40.8km	152.7km
	73.28%	24.95%	48.33%	26.72%	100.0%

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### 〔施策の体系〕



## Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

### 〔基本事業〕

#### 1 広域幹線道路の整備

◎「国道 239 号のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。道道については、「美深名寄線（天智橋）」や「旭名寄線」などの改良・歩道設置・維持事業を要望します。

#### 2 幹線道路の整備

◎公共施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に整備します。

#### 3 生活道路の整備

◎道路網が幹線道路と効果的に連絡することを考慮し、計画的に整備を行います。また、道路排水整備についても整備します。

#### 4 市道の維持事業

◎舗装済道路の適切な維持と未舗装道路が整備されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民と協働による道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。

#### 5 道路維持機械整備事業

◎道路維持の大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

#### 6 橋梁の整備

◎橋梁長寿命化計画※を策定し、耐震補強や補修・修繕などを適期・適切に行い、社会資本の維持延命を図ります。

### 用語解説

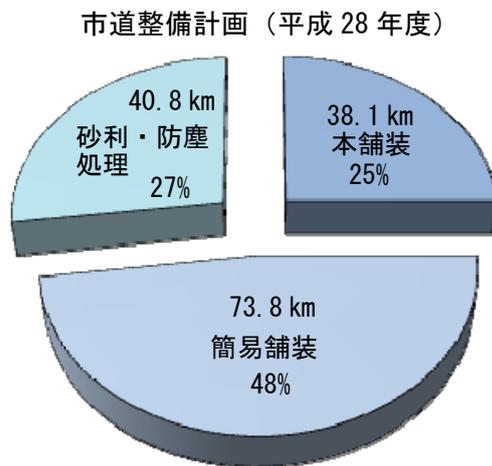
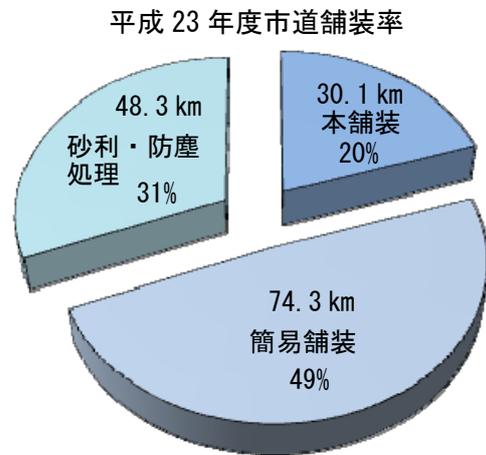
#### ※橋梁長寿命化計画

市内には橋梁が 244 橋あり、その内、10 年後には 16 橋 (7%)、20 年後には 47 橋 (19%)、30 年後には 167 橋 (68%) が更新時期を迎え、架け替えも一斉になり市の財政が逼迫することが想定されますので、計画的な予防的修繕方式を取ることにより架け替え時期を延命させ、事業費の平準化を進めるものです。計画は、全橋の調査点検を行ない、橋梁の状況、地域性、重要性から総合的に判断し策定します。

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### [想定される主な計画事業]

- 郊外幹線道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 市街地の道路整備 (生活道路)
- 郊外地の道路整備 (生活道路)
- バリアフリーに優れたまちづくり事業
- 市道の排水整備事業
- 道路維持機械購入事業
- 市道防塵処理事業
- 市道路面整正事業
- 市道砂利散布事業
- 市道路肩草刈事業
- 橋梁長寿命化事業



# Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

## Ⅲ-1 3 総合交通体系

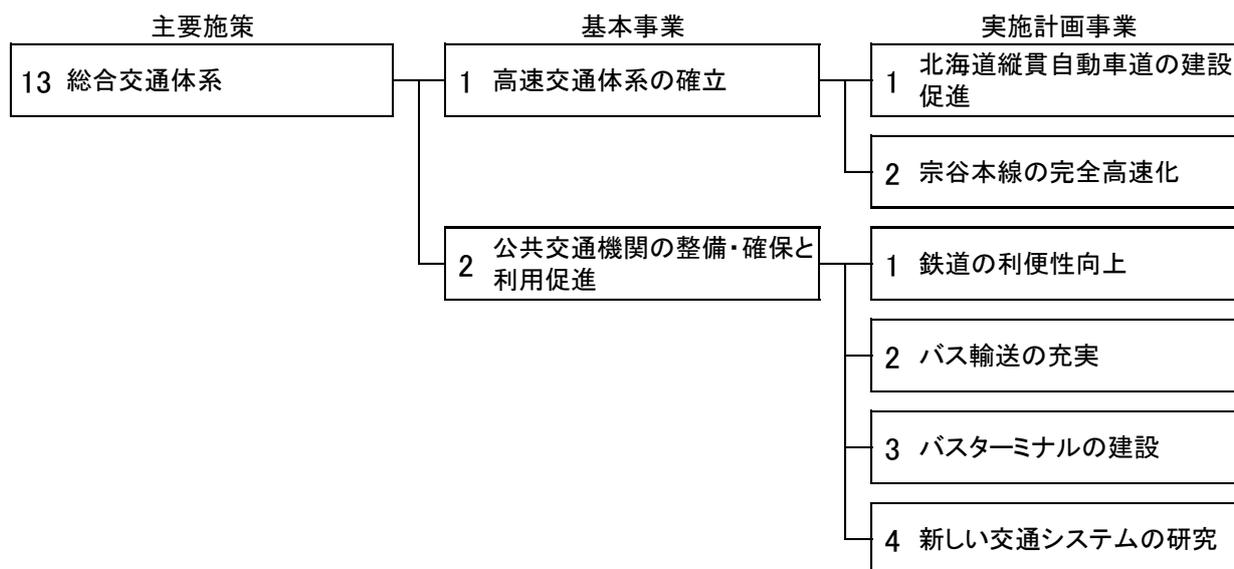
### 〔現状と課題〕

- ◆北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間 24k m（士別剣淵 I C～名寄）のうち士別剣淵 I C～士別市多寄町間（12 km）が、国土開発幹線自動車道建設会議において緊急に整備すべき区間として決定され、平成 18 年 6 月に着工されました。国道 40 号名寄バイパスは、名寄 I C～美深 I C間の暫定供用が開始されています。士別剣淵 I C～士別市多寄町間の早期完成と名寄 I Cまでの整備区間決定による事業化の実現及び一般国道自動車専用道路名寄・稚内間の整備について促進していく必要があります。
- ◆鉄道では、平成 12 年から宗谷本線に特別急行列車が運行されましたが、名寄・稚内間は高速化されていないため、完全高速化と利便性や快適性の向上が求められています。
- ◆市民の社会生活の多様化に伴い公共交通機関の利用者が減少し、生活バス路線の縮小・廃止など利便性の低下が懸念されています。しかし、公共交通機関は商業や観光はもとより、子どもや高齢者などの交通弱者にとっては欠くことができない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠となっています。

### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の完全高速化や利便性の向上、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、高齢者や子どもなど交通弱者に対する対策はもとより、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点施設の整備や公共交通機関の充実を図ります。

### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 高速交通機関

◎高度情報化時代を迎え、経済活動における交通システムも大きく変化しています。この変化に対応すべく幹線道路の高度化や高速道路整備を図るなど、多様性のある高速交通ネットワークの形成を推進します。

##### 2 公共交通機関の整備・確保と利用促進

◎鉄道利用者の利便性の確保の観点から、列車ダイヤなどについて働きかけます。

◎地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地方バス路線維持対策を推進するとともに、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指して、交通弱者の利便性を考慮した新しい交通システムの研究・分析に努めます。

◎名寄駅を中心とした交通網の整備を図るなかで、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進め、市内循環バスなどの効率的な運行形態及び利便性の向上を図るよう努めます。

#### 〔想定される主な計画事業〕

■デマンド型交通<sup>※</sup>の導入実施

■コミュニティバス<sup>※</sup>試験運行事業

#### 用語解説

##### ※デマンド型交通

利用者が交通事業者に電話などで乗車を要請することで、利用できる交通手段。

##### ※コミュニティバス

自治体等が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

### Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

#### Ⅲ-1 4 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

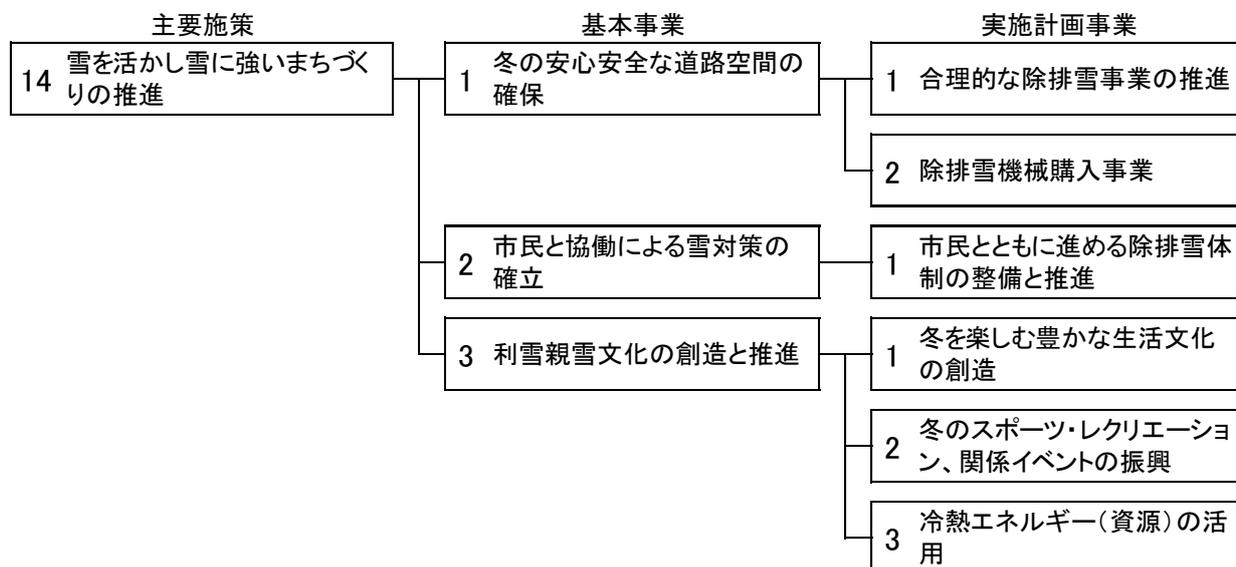
##### 〔現状と課題〕

- ◆雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっています。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。
- ◆本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。
- ◆利雪親雪は、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対しての市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

##### 〔施策の基本的な考え方〕

- ◆除排雪事業は、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。
- ◆住宅周りなど身近な除排雪は、市民との協働で総合的な除排雪体制を確立するとともに、除排雪助成事業の推進に努めます。
- ◆冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。
- ◆誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。
- ◆雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

##### 〔施策の体系〕



#### 〔基本事業〕

##### 1 冬の安全安心な道路空間の確保

◎合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政との連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。

##### 2 市民と協働による雪対策の確立

◎市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立します。

##### 3 利雪親雪文化の創造と推進

◎個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努め、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。

◎また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

#### 〔想定される主な計画事業〕

■市道除雪事業

■市道排雪事業（カット排雪）

■道路除排雪事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成・風連市街地区国道及び道道排雪助成）

■名寄市ホワイトマスターの推奨

■除雪機械購入事業

■生活道路交差点排雪事業